

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定等を  
求める意見書

平成23年（2011年）12月9日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣様  
財務大臣  
厚生労働大臣

長野県議会議長  
村石正郎

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な条約である障害者の権利に関する条約が平成18年12月に国際連合総会において採択され、平成20年5月に発効しているが、我が国では国内法が未整備のため、いまだ批准するに至っていない。

こうした中、政府は、同条約の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、障害当事者を中心とする障がい者制度改革推進会議や同会議の下に総合福祉部会を設置し検討を始めた。同部会では、障害者の権利に関する条約及び昨年1月に国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団等で取り交わされた基本合意文書を指針として、本年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられたところである。

一人ひとりの存在が心から大切にされ、誰もが排除されることなく社会的に包摂されるためには、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする持続可能な制度を早急に構築する必要がある。

よって、国においては、障害の有無にかかわらず国民が分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、次の事項について実施するよう強く要請する。

- 1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限に尊重した障害者総合福祉法（仮称）を早期に制定すること。
- 2 本骨格提言が反映された障害者総合福祉法（仮称）が実効性のあるものとなるよう十分な予算を確保すること。